

中野市デイサービスセンター譲渡に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、平成31年3月31日で廃止する中野市デイサービスセンター（以下「福祉施設等」という。）を譲渡するにあたり、柔軟性のある民間の力を活用し、より質の高いサービスが提供できる事業所を選定することを目的として定めるものです。

2 譲渡する施設の概要

(1) うまし苑

I 所在地 中野市大字笠原 767 番地 1

II 建物

① 一般型通所施設棟

ア 建築年度 平成6年度
イ 延床面積 323.03 m²
ウ 構造 鉄骨造 平屋
エ 耐震性 有
オ 設備 上下水道 LPガス
カ 定員規模 20名

② 認知症型施設棟

ア 建築年度 平成12年度
イ 延床面積 152.51 m²
ウ 構造 鉄骨造 平屋
エ 耐震性 有
オ 定員規模 12名

III 土地

ア 地番 大字笠原 766-1、767-1、767-3、1009-2、1008-1、1009-3
イ 実測面積 1,271.73 m²
ウ 登記面積 1,606.96 m²
エ 地目 宅地

(2) つどい苑

I 所在地 中野市大字安源寺 665 番地 3

II 建物

① 一般型通所施設棟

ア 建築年度 平成7年度
イ 延床面積 398.60 m²
ウ 構造 鉄骨造 平屋
エ 耐震性 有
オ 定員規模 25名

②認知症型施設棟

- ア 建築年度 平成 15 年度
- イ 延床面積 139.51 m²
- ウ 構造 鉄骨造 平屋
- エ 耐震性 有
- オ 設備 上下水道 LPガス
- カ 定員規模 12 名

Ⅲ 土地

- ア 地番 大字安源寺 665-1、665-3、665-8
- イ 実測面積 1,573.11 m²
- ウ 登記面積 1,365.00 m²
- エ 地目 宅地

3 譲渡する日

平成 31 年 4 月 1 日

4 スケジュール

- (1) 公告 平成 30 年 9 月 28 日 (金)
- (2) 現地説明会受付 平成 30 年 9 月 28 日 (金) から 10 月 3 日 (水) 午後 4 時まで
- (3) 現地説明会 平成 30 年 10 月 4 日 (木) 午後 4 時から
- (4) 質問の受付 平成 30 年 10 月 9 日 (火) まで
- (5) 質問の回答 平成 30 年 10 月 18 日 (木)
- (6) 参加表明書等の提出
平成 30 年 10 月 19 日 (金) から 10 月 23 日 (火) まで
- (7) 企画提案書の提出
平成 30 年 10 月 23 日 (火) から 26 日 (金) 午後 5 時 15 分まで
- (8) プレゼンテーション 平成 30 年 11 月 7 日 (水)
- (9) 審査の結果通知 平成 30 年 11 月上旬

5 譲渡後の施設活用等について

- (1) うまし苑
障害者総合支援法第 5 条に定める障害福祉サービス事業（生活介護）を供与すること。
- (2) つどい苑
介護保険法第 8 条に定める居宅介護サービス事業（通所介護）及び、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に定める第 1 号通所事業を供与すること。

6 備品・物品について

引き渡し時点で施設等に備えているものについては、原則無償譲渡を受けること。
また、不要品については、責任を持って処分すること。

7 土地・建物について

- (1) 議会の議決を得た後、無償で譲渡する予定です。その際は、財産無償譲渡契約を締結します。ただし、市が指定した事業の運営を最低 10 年以上運営することとし、履行できない場合は、返還していただくこととなります。
- (2) 譲渡する建物は、上記敷地にある建物及びその付属物とします。
- (3) 所有権移転登記にかかる費用を負担すること。
- (4) 事業所のサービスにあたり、施設の機能改善が必要な場合は、財産無償譲渡契約の締結後、事業者の負担において行うこと。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までは、中野市デイサービスセンターの運営に支障が無いよう市との協議の上で行うこと。

8 応募資格

応募については、「2 譲渡する施設の概要」に記載の (1) うまし苑 (2) つどい苑のどちらか一方のみでも応募できることとし、次に掲げる事項を全て満たす者であることとする。

- (1) 長野市以北において、社会福祉法人として 5 年以上運営している事業所であること。(なお、介護保険事業については、指定期間内において「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」に適応できる事業所を含むこととする。)
- (2) 介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所については、平成 31 年 9 月末までに施設を活用し、事業を開始すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更生手続又は再生手続開始の決定がなされている者であること。
- (5) 中野市暴力団排除条例（平成 24 年中野市条例第 8 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないものであること。
- (6) 直近 1 年間の市町村民税の滞納をしていないこと。
- (7) 中野市デイサービスセンター廃止前の施設に勤務している職員について、再雇用の機会の提供に努めるなどの配慮ができること。

9 現地説明会

- (1) 日時：平成 30 年 10 月 4 日（木） 午後 4 時
 - (2) 希望される場合は、10 月 3 日（水） 午後 4 時までに申し込みください。
- ※ 2 施設共に同時刻の説明会となります。

10 質問及び回答

(1) 質問の内容

本要領に関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成や提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受付しない。

(2) 質問の方法

① 様式

質問書（様式 8）を使用

② 提出方法

持参、FAX又は電子メールにより提出

③ 提出期限

平成 30 年 10 月 9 日（火）午後 5 時 15 分まで

（持参による場合の受付は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

④ 提出先

中野市健康福祉部高齢者支援課長寿福祉係

FAX：0269-22-2295

Eメール：tyojyu@city.nakano.nagano.jp

⑤ 回答の方法

提出された質問に関する回答は、10 月 18 日（木）に、中野市公式ホームページに掲載します。

11 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式 1）、法人登記簿謄本、法人定款、給与規定、就業規則、収支予算書、決算書等、過去の指導検査結果（指導を受けた場合のみ）、市町村税の納税証明書

(2) 提出方法

① 提出期間

平成 30 年 10 月 19 日（金）午前 8 時 30 分から

平成 30 年 10 月 23 日（火）午後 5 時 15 分まで

持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。郵送により提出する場合には、提出期間内に必着とする。

② 提出先

〒383-8614 中野市三好町一丁目 3 番 19 号

中野市健康福祉部高齢者支援課長寿福祉係

12 企画提案書の提出先等

(1) 提出書類

企画提案書等（様式 2～7）

(2) 提出方法

① 提出期間

平成 30 年 10 月 23 日（火）午前 8 時 30 分から

平成 30 年 10 月 26 日（金）午後 5 時 15 分まで

持参による場合は、休日を除く。郵送により提出する場合には、特定記録郵便・

簡易書留郵便・書留郵便等とし、締切日の消印があるものまで有効とする。

② 提出先

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号
中野市健康福祉部高齢者支援課長寿福祉係

③ 提出部数

原本1部及び原本を複写したもの9部 ※事業者名の名称は、原本のみ記載することとし、複写した9部には名称の記載をしないこと。

(3) その他留意点

① 提出書類は、日本工業規格A4版縦型左綴じとする。

② 文字は12ポイント以上とする。

③ 様式2の要件を満たす独自の企画提案書を作成して提出してもよい。

④ 提出書類は理由の如何を問わず返却はしない。

⑤ 参加申込書等の様式については、中野市公式ホームページからダウンロードして利用すること。

13 プレゼンテーション

上記12で提出された書類に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時

平成30年11月7日(水) ※時間は、別途通知する。

(2) 開催場所

中野市役所4階 会議室41・42

(3) 出席者

3名以内とする。(出席者は社会福祉法人等の職員であること。)

(4) 内容

企画提案に関する説明(プレゼンテーション)の時間は20分以内とし、質疑は15分程度を予定している。

なお、説明は上記で提出した書類に沿って行うこと。

また、上記で提出した書類以外の資料は使用しないこと。

(5) その他

参加表明者が、1者の場合であってもプレゼンテーションは実施する。

14 審査方法、審査基準

(1) 審査委員会

選定に係る審査は、審査委員会を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

平成30年度中野市デイサービスセンター譲渡先事業者選考要領による。申出のあった事業所等から提出された書類やプレゼンテーション(事業内容・運営状況)により、その妥当性、効率性及び実施可能性、有効性を総合的に判断し、最適な者を「候補者」として決定する。

(3) 審査結果の発表

後日、上記 13 のプレゼンテーションに参加した者すべてに通知する。

(4) その他

審査内容や選定結果に関する問い合わせ等は、一切受け付けない。

15 その他

(1) 申出に関して必要な費用は、申出者の負担とする。

(2) 譲渡に至るまで

① 選定後、12月市議会での議決を経た後、候補者と細目の協議を行ったうえ財産無償譲渡契約書を締結します。

② 本プロポーザルにおける提案は、譲渡後の活用における能力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適な候補者を選定するために求めるものとする。提案は、候補者選定を行う上での資料であり、提案内容を拘束するものではない。

③ 平成31年3月31日の廃止（予定）以降から円滑に活用できるよう、準備、事業計画等の作成を行うものとする。

16 提出及び問い合わせ先

住 所：〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

中野市健康福祉部高齢者支援課長寿福祉係

電 話：0269-22-2111（内線243）

F A X：0269-22-2295

Eメール：tyojyu@city.nakano.nagano.jp